

平成 23 年度石綿の健康リスク調査の実施にあたっての留意事項（案）

1. 実施に当たっての留意事項

(1) 調査対象者に対する継続受診の依頼（第 2 期石綿の健康リスク調査計画書（以下、「計画書」という。）の「6（5）（6）（7）、主に調査対象者のフォローアップ」参照）

平成 22 年度に調査に参加した者（平成 22 年度調査対象者）について、平成 23 年度は、次の a～c のとおり継続受診等の依頼を行ってください。

a 平成 22 年度調査対象者のうち、精密検査又は医療の必要があるとされた者で石綿救済法に基づく指定疾病に罹患した者に対しては、平成 23 年度以降の検査は行わないものとします。これらの者に対しては、医療機関へ照会を行い、診断結果や治療経過等の把握に努めてください。

また、本人や家族に対して労災制度や石綿健康被害救済制度の案内を行うとともに、これらの制度に既に申請していた場合は、認定状況の確認を行ってください。

b 平成 22 年度調査対象者のうち、①精密検査又は医療の必要があるとされた者で石綿救済法に基づく指定疾病以外の疾病に罹患した者に対しては、健康状況の確認を行い、また、医療機関へ照会を行い診断結果や治療経過等の把握に努めてください。健康状況の確認の結果、調査に参加可能であれば、再度、調査に参加するよう促してください。

c 平成 22 年度調査対象者のうち、所見を有しているが、医療の必要がないとされた者や所見を有しない者と判断された者に対して、継続参加の依頼を行ってください。その際、以下の点に留意してください。

(a) 継続参加の辞退を検討している調査対象者については、まずは、調査の目的を再度説明するなど、調査の継続参加を促してください。

転居、被ばくのリスク等により受診を行わないという者に対しては、胸部エックス線検査等の検査は受診しないものの、健康状況（石綿関連疾患に罹患したか否か等）の確認を行うことによる継続的な調査への参加を促してください。

健康状況等の確認のみの参加が困難な場合も、その後の調査の辞退防止に役立つため、辞退理由の確認を行ってください。

(b) 継続受診等の依頼を行った際等に、石綿関連疾患を発症したことが判明した者については、本人の同意を得て医療機関へ照会を行い診断結果や治療経過等の把握に努めるとともに、労災や石綿救済法の認定状況等を確認し、石綿関連疾患の

発見のきっかけに関する情報の収集に努めてください。

なお、平成 21 年度以前にリスク調査に参加したものの、平成 22 年度のリスク調査には参加せず、平成 23 年度に再度参加した人については、第 2 期リスク調査としては初めて参加することとなるため、新規受診者と扱います。

(2) 受診者の問診について (計画書「6 (1) 問診」参照)

自治体は、医師、保健師、看護師のいずれかにより、調査対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、居住歴、通学歴、喫煙の有無などを詳細に聞き取ることとします。

ただし、平成 22 年度調査対象者など、過去の問診において居住歴等が確認されている者については、継続受診者用の問診票により、自覚症状などを確認することとします。

(3) 受診者の検査項目について (計画書「6 (2) 検査」参照)

①平成 23 年度の新規受診者について

胸部エックス線検査及び胸部 CT 検査を実施します。

②平成 22 年度からの継続受診者について

平成 22 年度の検査において有所見者と判断された者は、胸部エックス線検査及び CT 検査を実施します。

※有所見者とは、以下の①～⑧の所見を有する者です。

①胸水貯留、②胸膜プラーク (限局性の胸膜肥厚)、③びまん性胸膜肥厚、④胸膜腫瘍 (中皮腫) 疑い、⑤肺野の間質影、⑥円形無気肺、⑦肺野の腫瘤状陰影 (肺がん等)、⑧リンパ節の腫大

平成 22 年度の検査における無所見者 (有所見者ではない者) については、胸部エックス線のみを実施しますが、上記①～⑧の所見が疑われた場合など、必要に応じて CT 検査を実施してください。

(4) 継続受診者の読影について (計画書「6 (3) 画像の読影」参照)

継続受診者のうち、平成 22 年度の検査における無所見者は、指定医療機関の読影 (1 次読影) でダブルチェックがなされ、所見が無いことが確認されていれば自治体での読影 (2 次読影) は省略可能です。

(5) 精密検査の実施について (計画書「6 (3) 画像の読影」参照)

読影の結果、石綿関連疾患 (中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚) が疑われ、指定精密検査医療機関が病理組織診断等を実施した場合については、病理組織診断の自己負担分の費用の一部を自治体は支払うこととします。